

税制調査会調査分析部会報告資料

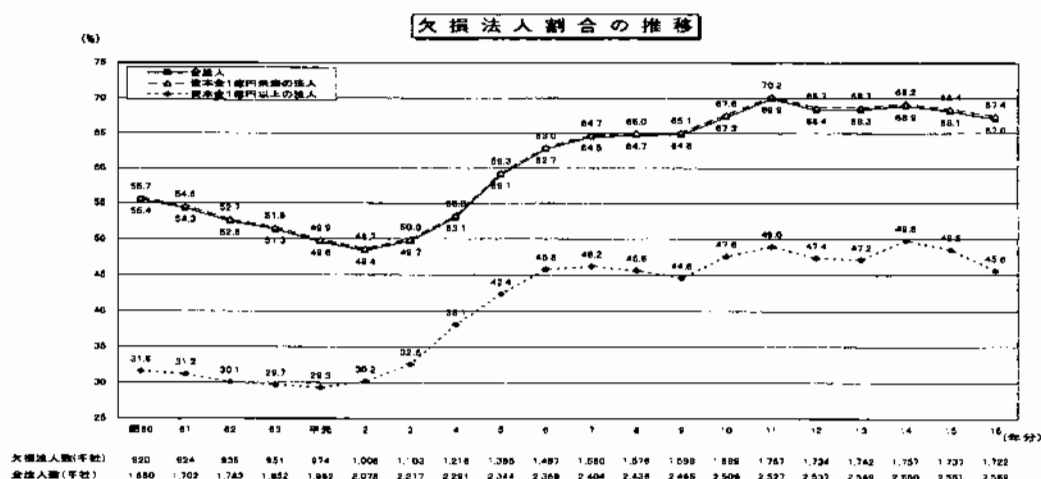
日本の欠損法人に関する考察

専門委員 八塩裕之
(京都産業大学経済学部 専任講師)

1

1. はじめに

- 日本の法人、とくに中小法人の多くは欠損法人。いわゆる平成不況に入ると、その比率はさらに上昇。しかしバブル期でも、その半分は欠損法人。
- 欠損法人がこれだけ多いのは本来おかしいこと、との指摘がある。(たとえば、経済理論的には、欠損続きの法人には資金が集まらず存続できないはず)



出典 政府税制調査会資料

2

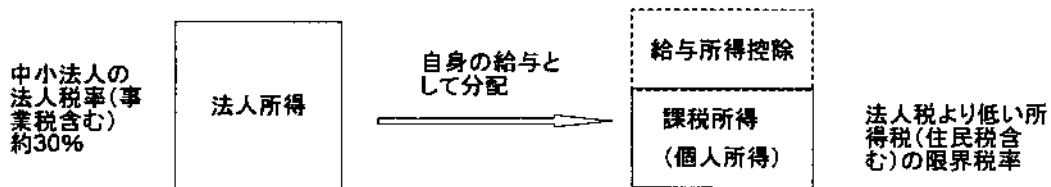
- ・「欠損法人」の原因のひとつに租税回避動機の影響がある、との指摘。

中小法人の多くはオーナー経営（経営者が労働者・資本家をかねる）

⇒「会社が払う法人税だけでなく、オーナー自身が払う所得税まで含めて、トータルで税負担を最小化する」という租税回避動機

- ・ 具体的には・・ 日本では資本(法人)所得と比べると、労働所得、とくに給与に対する税率が低い。(給与には給与所得控除が適用されるため、課税所得が圧縮され、所得税の低い税率ブラケットが適用される)

⇒すべての所得をオーナー自身の給与として分配し、法人所得をゼロにする。
それによって法人税でなく所得税を支払い、トータルの税負担を軽減する



3

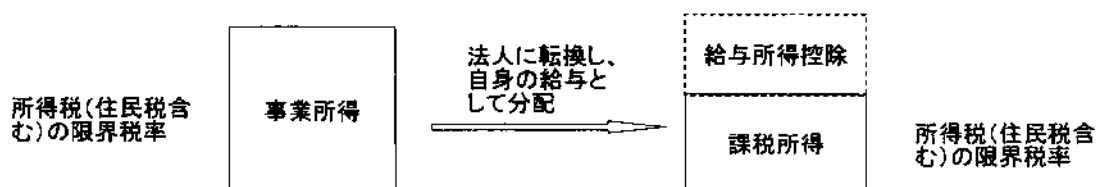
- ・ さらに、個人形態の事業者(個人自営業者)による法人への事業形態転換が、欠損法人の数を増やしている、との指摘がある。

個人自営業者の事業所得に給与所得控除は適用されない。

⇒個人自営業者が事業形態を法人に転換、そのうえで所得を法人に留保せず自身の給与として分配すれば、法人段階で損金算入されるとともに給与所得控除が適用され税負担が軽減

⇒「個人自営業者の法人化が税によって必要以上に促進されているのでは」

- ・ 以上をまとめると・・ 「欠損法人が多い背景には、中小事業者(オーナー経営者)が資本(法人)所得や事業所得を給与所得に形態転換する、という租税回避的な行動があるのではないか。」



4

- ・ こうした実態は、実務では広く指摘されている。野口(2003)や水野他(2000)、水野勝(2006)など多数。

学術論文では数少ないが、田近・八塩(2005)。

水野他「座談会 企業の経済環境の変化と税制」『税研』Vol.15-No.6 2000)における発言の抜粋。

(ただし当レジュメ報告者が、発言内容を変えない範囲でごく一部訂正をしている。)

・ ・ただ言えることは、日本の企業には大きく分けて組織型企業といわゆるオーナー企業があり、組織型企業はやはり社会・経済の流れに応じて動いていくわけですが、オーナー型企業の特徴は、いわゆるオーナー族の経営感覚等から動くわけですし、そこに税制上のメカニズムがあります。会社から受取る役員報酬を目いっぱい受取りましょう。場合によっては会社の収益のパイよりも大きく受取ってしまう。そのかわり個人の方で余裕ができれば再び会社に還元する。これは一般の組織型企業でいえば、いわゆる外からの資本の受け入れ、つまり直接投資という形で資本を増やしていくのですが、オーナー型企業は、資本金を増やすことによって税制上不利な面を招く点があります。例えば交際費、期末資本金が5000万円超になった場合は交際費は全額損金不参入となり、定額控除が受けられないということもあり、なかなか資本金増加に踏み切れない。そうするとその分は個人からの借入金、これは第二資本金とよばれるのですが、この存在が赤字が10年続いても会社がつぶれないという大きな理由です。つまり利益をいったん報酬として受取り損金に落としたうえで再度会社に還元する、第二資本金で支えているという実状があります。・ ・

5

- ・ 欧米では、中小事業者(オーナー経営者)の所得形態転換による租税回避的行動は「インカム・シフティング、income shifting」として、論文で幅広く報告されている。また税の執行の点からも強い関心を集めている。

ただし、欧米では(日本と逆で)労働所得の税率が資本所得より高い。

⇒労働所得を資本所得に転換することによる税負担の軽減が一般的。

(たとえば、アメリカや、二元的所得税の北欧諸国)

- ・ 日本の所得形態転換による租税回避的行動は、欧米でも違う形で発生している。「所得形態転換による課税ベース選択」は中小事業者の特徴。
- ・ こうした租税回避的行動がもたらす問題点 (日本のように、所得控除(課税ベース縮小)が原因の場合、問題はより大きくなると考えられる)
 - ① 税収ロス (税収ロスが発生する分だけ、税率を引き上げねばならないとすれば、それによって非効率性が発生する)
 - ② 税制における不公平が発生する

6

- ・ 以上が、今日の報告概要。

以下の報告手順

- 2 欧米の事例
- 3 日本の事例
- 4 論点整理（簡単に）

7

2 欧米の事例

- ・ 「中小事業者の行動と税」に関する議論

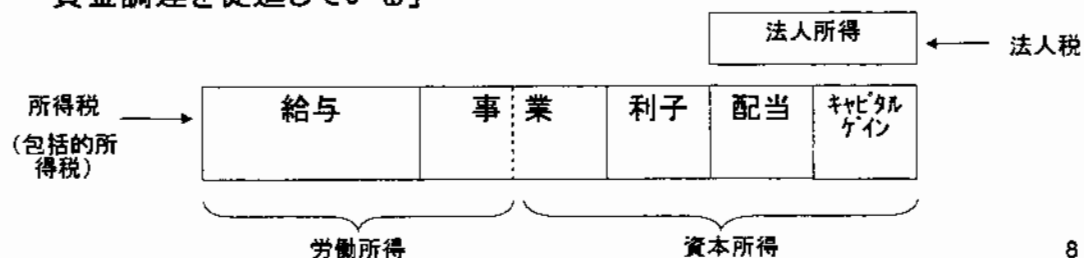
1 伝統的な議論 包括的所得税＋法人税。資本所得に対する二重課税。

⇒ ①法人の投資を歪める

②事業形態選択を歪める「法人形態は税制上不利」

（「有限責任、資金調達等で法人形態は、個人形態より望ましい。税がそれを妨げている」）

③資金調達方法を歪める「株式発行は税制上不利。税制が借入れによる資金調達を促進している」



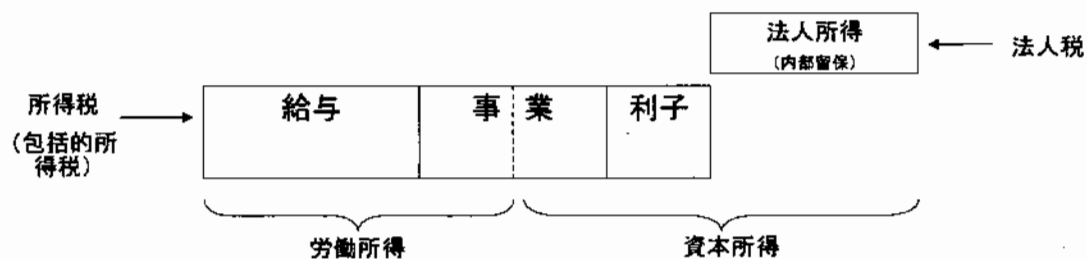
8

2 近年の議論

制度の実態はむしろ、労働所得より資本所得の税率が低い。これが2つの限界税率の裁定による資本所得へのインカム・シフティングを引き起こしている

- ①中小事業者(オーナー経営者)の場合、「法人税の二重課税」はあまり深刻でない(所得は配当されず、法人に留保される。キャピタル・ゲインも未実現ならば課税されない。)

⇒所得税の高い限界税率に直面する富裕階層は、法人を設立し所得をそこに留保して税負担を軽減する(所得税と法人税の限界税率の裁定)



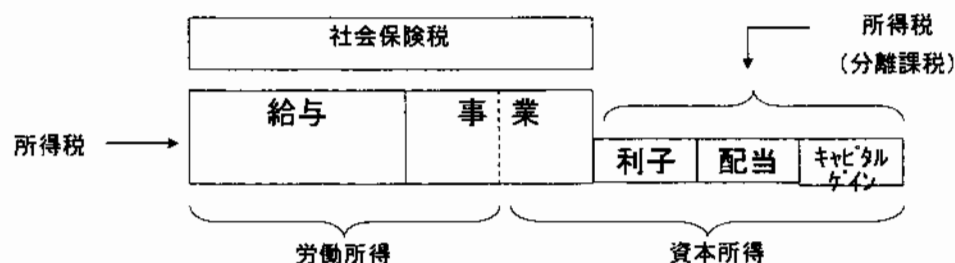
9

(近年の議論、続き)

- ②「包括的所得税」からの乖離。たとえば資本所得への税率軽減や、社会保険税による労働所得へ追加課税。

- ③二重課税を避けるような事業形態(パートナーシップやS法人)の存在

⇒所得形態を選択しやすい中小事業者がこれらを利用して、労働から資本へ所得形態を転換し、税負担を軽減していることが報告されている



10

・ アメリカのケース

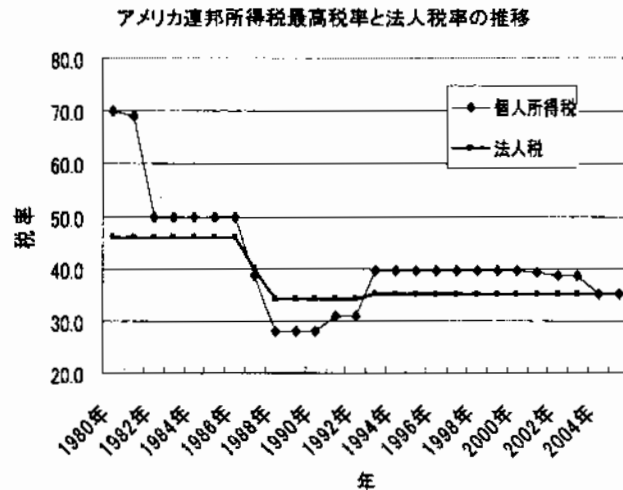
① 1986年のレーガン税制改革のケース

個人所得税の最高税率と法人税率が逆転

⇒所得税の高い限界税率に直面する富裕階層が、それまで法人に留保していた所得を一斉に個人所得へ転換

(レジュメ9ページの図参照)

法人から個人(S法人)への事業形態転換やオーナー自身への給与分配が税制改革直後に急増した、との報告。



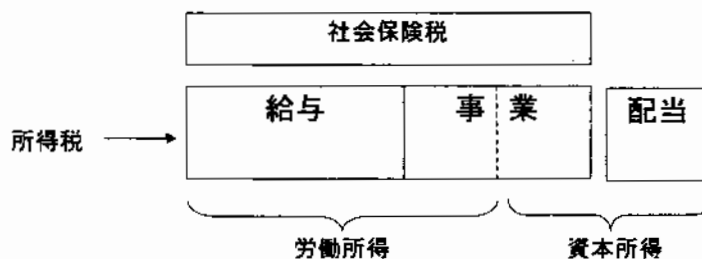
11

② S法人による社会保険税の租税回避

S法人 法律上は法人(有限責任などのメリットをもつ)だが、税制上は導管として扱われる事業体。所得を給与と配当に分配したあと、個人所得税が課税される。

ポイント 給与には社会保険税が課税されるが、配当には課税されない

⇒個人自営業者がS法人となり、所得をすべて配当とすることで社会保険税負担を軽減。



12

・ 北欧諸国の二元的所得税のケース

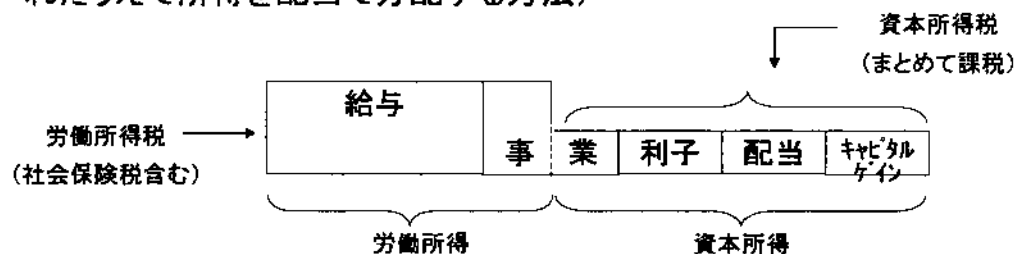
1990年代以降「包括的所得税」から「二元的所得税」へ移行。

二元的所得税 労働と資本を分割して課税、資本所得には低い税率を適用(法人税との二重課税も調整)。

事業所得は、労働と資本に分割して課税(資本額×みなし収益率でみなし資本所得を計算し、資本所得課税。残りの所得を労働所得課税)

⇒個人事業者が税率の低い資本所得へインカム・シフティング。

(資本額をふくらます方法や、事業形態を法人に転換して所得分割を免れたうえで所得を配当で分配する方法)



13

- ・ 欧米での中小事業者による労働所得から資本所得へのインカム・シフティング。その性質や政策当局の対応は以下の点で共通している

①経済実態を伴うもの、というよりは単なる税負担の軽減、という側面が強い。

(こうした租税回避がもたらす問題点はすでに述べたとおり)

②各国の税務当局の課題となっている。

たとえば、ノルウェーの税制改革や、S法人の社会保険税制度に関するアメリカ財務省報告書(Department of the Treasury,2005)。

③執行強化で防止することはかなり難しい。

過大な配当分配などの問題を、税務当局の1件ずつのチェックで解決することは膨大なコストがかかり不可能(Department of the Treasury,2005(当レジュメ報告者による意訳)

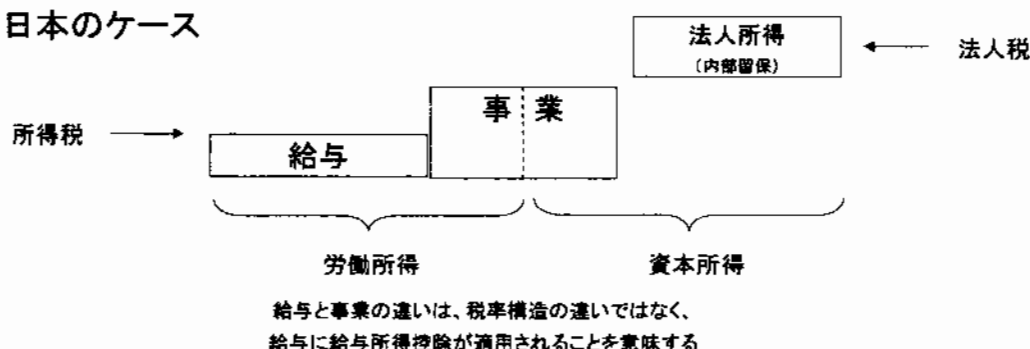
14

3 日本の欠損法人について

- 日本で欠損法人が多いことの背景のひとつに、欧米と類似の租税回避的行動があるのではないかと
- 日本では、労働所得、とくに給与への税率が資本所得よりも低い。
⇒欧米とは逆に、資本所得から労働所得(給与)へのインカム・シフティング。
- 日本の特徴 税率構造とともに所得控除(給与所得控除)が重要。
 - ① オーナー経営者が所得を法人に留保せず、自身の給与として分配
⇒給与所得控除が適用され課税所得が縮小、所得税の低い税率ブラケットが適用される。その結果、法人に留保するよりも税負担が軽減できる。
 - ② 個人自営業者の事業所得には給与所得控除が適用されない
⇒個人自営業者が事業形態を法人に転換し所得を給与で分配すれば、控除が適用されて税負担が軽減。結果として、税が本来あるべき以上に法人化を促進しているのではないかと。

15

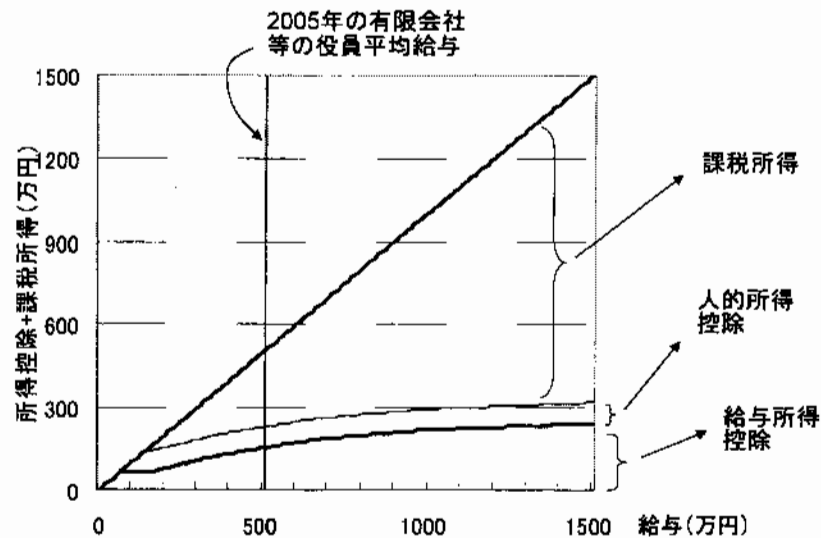
• 日本のケース



- 欧米では労働所得税と資本所得税の限界税率差が議論の中心。
日本の場合、給与に所得を移すことで課税所得が縮小し、それによって所得税の限界税率が下がることが特色。
- 留意点① 欧米と違って、日本では(エピソード的な事例は多いが)実証分析の蓄積が少ない。
- 留意点② 日本の社会保険について
(制度上、個人自営業者は国民健保・国民年金加入だが、法人になると社会保険加入義務付け。ただし(定かではないが)実態では中小法人の多くが国民健保・国民年金に加入のまま、との調査結果もある。

16

- ・ 給与に対する所得控除と課税所得の内訳(2007年税制。標準世帯を想定)



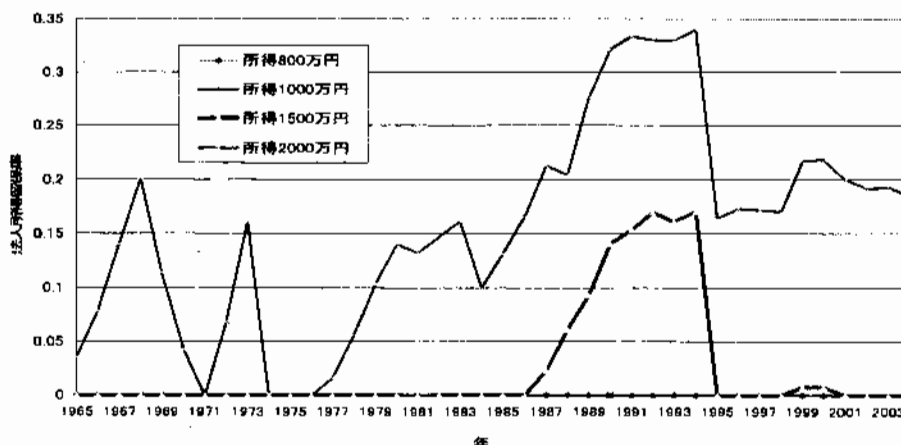
- ・ 個人自営業者が事業形態を法人に転換し、所得を給与で分配すれば給与所得控除が適用される。その結果、課税所得を圧縮して税負担を軽減できる。
- ・ 給与所得控除は給与額が大きくなると大きくなる制度となっている。

17

- ・ 法人税とオーナーの所得税(事業税・住民税も含む)をあわせたトータル税負担を最小化する場合、オーナー給与と法人留保の比率はどうか(標準的な世帯を想定して計算。田近・八塩(2005)で用いた図を改訂)

⇒ 実質所得1500万円(1997年基準)を稼ぐ法人でも、1990年前後の数年を除いて、すべての所得を給与として分配したほうが税負担が軽減される。給与分配により、課税所得が圧縮されることが原因

税負担最小化となる「所得の法人留保比率」の推移(実質所得階級別)



18

- ・ 実際に、税制が中小事業者(オーナー経営者)の所得形態転換に影響を与えたことを示す事例 (田近・八塩、2005)

1 みなし法人課税制度の事例

みなし法人課税制度 個人自営業者が、個人形態のまま法人と同じ税制の適用を選択できる制度。(1973年に設置、1993年に廃止)

みなし法人課税を選択した個人自営業者は、給与所得控除の適用を受けるために、所得の大半を給与として分割(政府税制調査会資料、2001)

1987年にみなし法人選択者が税制上給与とみなせる所得額に制限
⇒みなし法人選択者が急減、大半がそのまま法人に転換した。

2 1974年の給与所得控除大幅拡張

その直後に、全事業者数(個人+法人)に占める法人数の比率が急増。

(ほかには、中小企業において、付加価値配分に占める役員給与比率が大企業よりも圧倒的に大きいことを示した水野勝(2006)などもある。
ただし、日本では研究蓄積が十分でなく、今後のさらなる研究が望まれる)⁹

4 論点整理(一般的な議論として)

1 欧米の論文によると、中小事業者への課税は極力シンプルにすべき、との主張が強い

- ・ 複雑な税制はインカム・シフティングを引き起こしやすい。その結果、政策の意図を反映しない結果となることがある。
- ・ 中小事業者への優遇税制は、経済学の視点からは必ずしも支持されていないようである

中小事業者の活動はイノベーション・雇用促進などで外部性を持ち、促進すべき点もある。しかし、それを優遇税制でおこなうことの効果は必ずしも明らかでなく、一方で租税回避を引き起こすなど、負の側面も大きい。

(中小事業者の投資をリスク・テイキングとみなすと、(損失の完全控除を認めたとうえで)税率を引き上げたほうが投資が促進される、との理論もある)

流動性制約の改善は、税制でなく政策金融の手段が活用できる。

2 「税制の非効率性」はたまた方向が望ましい、との指摘がある

- たとえば、新規開業の法人は、事業が軌道にのるまでは欠損となりやすい
⇒欠損の控除(繰越し)が不完全であることは、税制がこうした法人の活動をゆがめることになる。

欠損の控除は重要である、との指摘が多い。

- ただし、日本では、欧米と違って必要以上に欠損を促進する構造となっている点をどう考えるか。

21

3 法人税・所得税をトータルで考える必要がある

- 諸外国の例をみても、課税ベースを選択できる、という中小事業者の特性を変えることは不可能。課税ベースの選択行動まで考慮して、2つの税をトータルで考えることが必要。

4 所得控除(課税ベースが小さくなる)が所得形態転換に影響を及ぼしていることについて

- 欧米のような、単なる2つの限界税率の裁定のケースよりも、望ましくない結果を引き起こしている可能性がある。
- ① 税額ゼロの所得が多くなる分、所得形態転換による税負担軽減効果は大きくなる
⇒政府の税収ロスが増大し、発生する不公平も深刻になる
- ② 所得控除の税負担軽減効果は、所得の高い階層に大きくおよぶことが知られている。

22